

2017年3月23日

ニフティ労働組合
執行委員長 西原 俊輔 様

ニフティ株式会社
代表取締役社長 三竹 兼司



回 答 書

2017年2月23日付「ニフティ労働組合第32号」の要求書に対し、次のとおり回答します。

1. 賃 金

(1) 賃金

一般社員評価・報酬制度に基づく、一般クラスの平均ポイントである「32.9ポイント」相当における増加額は、1,500円とする。

(2) 最低賃金

161,000円（現行 160,000円）

(3) 実施期日

2017年3月21日付をもって行う。

2. 賞 与

(1) 支給額

2017年度賞与については、4.6ヶ月（組合員一人当たり平均1,459,339円）とする。

(2) 最低保障

完全有資格者の最低は、平均月数の80%以上とする。

(3) 支給日

夏季賞与 2017年 6月19日（月）

年末賞与 2017年12月 8日（金）

(4) 回答の背景

2016年度連結業績は、現時点において前年度の売上高66,834百万円、営業利益1,196百万円に対して増収増益となる見込みである。

増収は2期ぶり、増益4期ぶりとなり、これは新規サービス展開や継続的なコストダウン・改善活動に対する組合員の真摯な取り組みの結果と認識している。

また、来期以降の当社再編に向けた組合員の更なる頑張りを期待して賞与額については月数を4.6ヶ月（組合員一人当たり平均1,459,339円）とする。

一方、個別賃金の改善については、今季に限り別紙のとおりとする。

以 上

別紙

【2017年度 基本給の増加額表】

スタータークラス		一般クラス		上級クラス		リーダークラス	
評価ポイント	増加額	評価ポイント	増加額	評価ポイント	増加額	評価ポイント	増加額
15	0	40	1,500	40	1,500	40	1,500
14	0	39	1,500	39	1,500	39	1,500
13	0	38	1,500	38	1,500	38	1,500
12	0	37	1,500	37	1,500	37	1,500
11	0	36	1,500	36	1,500	36	1,500
10	0	35	1,500	35	1,500	35	1,500
9	0	34	1,500	34	1,500	34	1,500
		33	1,500	33	1,500	33	1,500
		32	500	32	500	32	500
		31	500	31	500	31	500
		30	500	30	500	30	500
		29	500	29	500	29	500
		28	0	28	0	28	0
		27	0	27	0	27	0
		26	0	26	0	26	0
		25	0	25	0	25	0

以 上

